

理 由 書

本市では、令和２年に実施した都市計画基礎調査結果等を踏まえ、当該都市計画区域において適正で合理的な土地利用の実現と効率的で質の高い都市整備の推進を図るため区域区分を変更し、これに伴い準防火地域を変更するものです。

茅ヶ崎市甘沼字中村並びに白浜町地区については、準防火地域の指定及び廃止をするものです。

中海岸三丁目地区については準防火地域を廃止するものです。